

三原市結婚新生活支援事業補助金のご案内

少子化対策や三原市への移住の促進を目的として、新婚世帯に対し市内の住宅の取得費用・リフォーム費用・賃借費用、引越費用を補助します！

【概要】

概要は次のとおりですが、詳細な要件などについては、お問い合わせください。



対象世帯	<p>主な要件は次のとおりで、すべてを満たす世帯が対象です。</p> <p>(1) 令和8年1月1日以降に婚姻またはパートナーシップ宣誓を行った世帯で、対象となる市内の住居の住所で住民登録していること。</p> <p>(2) 夫婦またはパートナーの婚姻日または宣誓日における年齢がともに39歳以下であること。</p> <p>(3) 夫婦またはパートナーの所得の合計が500万円未満であること。 ※所得については裏面を参照してください。 ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得から年間返済額を控除します。</p> <p>(4) 夫婦またはパートナーともに結婚・妊娠・子育て等に関する講座等を受講・実施したこと。 ※講座等については別紙を参照してください。</p> <p>(5) 夫婦またはパートナーともにマイナンバーカードを取得していること。</p> <p>(6) 地域活動に参加していること。 ※その他、諸条件あり</p>	
対象経費	住居費	<p>住宅取得費用、リフォーム費用</p> <p>住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料） ※賃料及び共益費は3ヶ月分が対象</p>
	引越費用	引越業者または運送業者に支払った引越費用
補助金額	<p>対象経費の合計額（令和8年4月1日～令和9年3月31日に支払ったもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦またはパートナーともに29歳以下の世帯：限度額60万円 婚姻またはパートナーシップ宣誓を期に一方が三原市に移住した世帯：80万円 夫婦またはパートナーがともに移住した世帯：100万円 上記以外の世帯：限度額30万円 婚姻またはパートナーシップ宣誓を期に一方が三原市に移住した世帯：50万円 夫婦またはパートナーがともに移住した世帯：70万円 	
申請受付	令和8年6月1日（月）～令和9年3月31日（水）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 申請には、対象経費を支払ったことが証明できる領収書等が必要です。 詳細な要件や補助申請に必要な書類は、市ホームページ等に掲載しています。 	
注意事項	<p>補助金交付日から3年未満の間に、市外に転出したときは補助金を返還いただきます。また、返還が発生した場合、当該補助金を受領した日から返還する日までの日数に応じ、年10.95%の加算金が発生しますので申請にあたってはよくご検討ください。</p> <p>【例】100万円交付を受けた方が受領から1年後に三原市から転出した場合 補助金返還額：100万円 加算金額：約11万円</p>	

【お問い合わせ先】

三原市 地域政策部 地域企画課

電話：0848-67-6011

市ホームページ QRコード →



【所得額とは】

給与所得者の場合

1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額

自営業者の場合

1年間の売上金額－必要経費



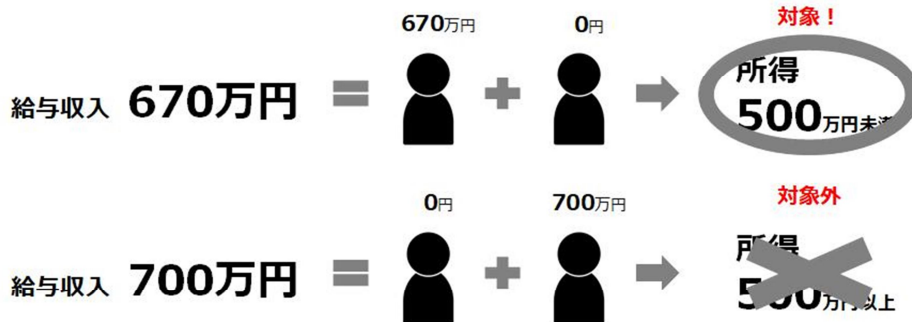
【所得額の確認方法】

- ①収入の種類が給与の方は、お勤め先から発行される「令和7年分給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」欄をご覧ください。
- ②令和8年1月1日にお住まいの市町村にて令和8年度の課税(所得)証明書、非課税証明書を取得し、「合計所得金額」の欄をご覧ください。
- ③自営業の方など、令和7年分の確定申告を行った方は、申告を行った「第1表」控えの、所得金額等「合計」の欄をご覧ください。

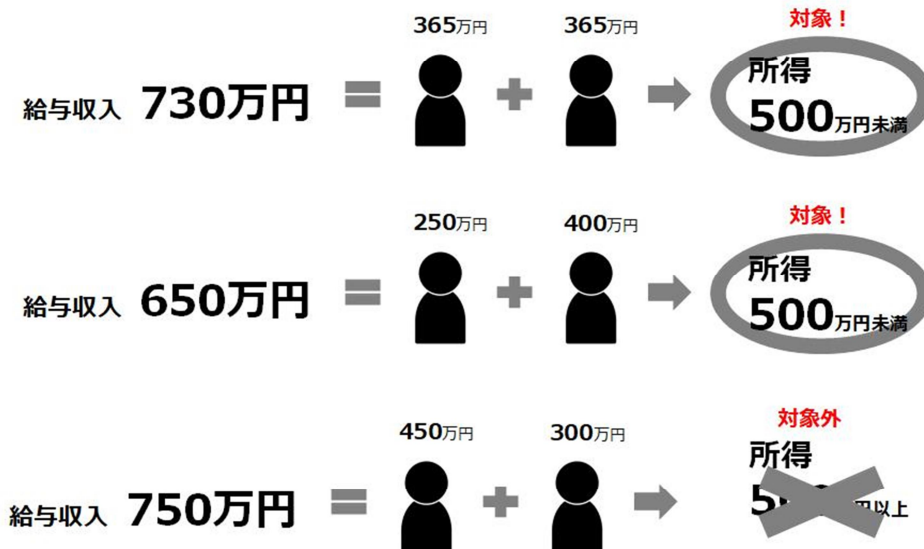
結婚新生活支援事業補助金 ～夫婦またはパートナーの合計所得のモデルケース～

※いずれも収入が給与のみの場合。

【どちらか一方が仕事をしているケース】



【ともに仕事をしているケース】



※夫婦またはパートナーの合計所得が500万円未満とは、給与収入に換算すると、670万円～730万円が上限の目安となります。詳しくは、「源泉徴収票」をご確認いただくか、地域企画課（0848-67-6011）へお問い合わせください。